# 令和2年第14回教育委員会定例会 (7月21日開会)

台東区教育委員会

- ○日 時 令和2年7月21日(火)午後2時05分から午後2時45分
- ○場 所 台東区役所 10階 研修室
- 〇出 席 者

教育長矢下薫教育長職務代理者垣内恵美子委員末廣照純委員神田しげみ委員高森大乗

## ○出 席 者

事務局次長 酒井 まり 長 庶 務 課 佐々木洋人 学 務 課 長 福田 兼一 児童保育課長 横倉 亨 放課後対策担当課長 西山あゆみ 瀧田 健二 指 導 課 長 教育改革担当課長 倉島 敬和 兼教育支援館長 生涯学習課長 久木田太郎 櫻井 洋二 スポーツ振興課長 中央図書館長 田畑 俊典

#### 〇日 程

日程第1 議案審議

第26号議案 東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について 日程第2 教育長報告

- 1 協議事項
- (1) 庶務課

ア 令和2年度周年記念式典の対応について

(2) 放課後対策担当

イ こどもクラブ・児童館におけるWi-Fiの導入について

- 2 報告事項
- (1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 指導課

イ 令和3年度中学校教科用図書採択調査研究委員会からの報告について

# 3 その他

- ・ 令和2年6月区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 令和2年6月子育で・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

### 午後2時05分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第14回台東区教育委員会定例会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、髙森委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承 ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可すること といたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について、お伺いいたします。

教育長報告の協議事項、放課後対策担当のイについては、議会報告前の案件等であり、 傍聴にはなじまないと思われます。つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたした いと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

**〇矢下教育長** ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第26号

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の対案理由、及び内容について、説明をお願いいたします。

はじめに、第26号議案を議題といたします。指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 東京都台東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、 ご説明申し上げます。本件は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施した臨時 休業による授業時数の減少を補うため、令和2年度における特例として、夏季休業日を短 縮し、第2学期の期間を延長するためのものでございます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の資料、新旧対照表をご覧ください。付則3、令和2年度における学期の特例を新設し、令和2年度に限り、第1学期を8月23日までとし、第2学期を8月24日とすることといたしました。併せて付則4、令和2年度における休業日の特例を新設し、令和2年度に限り、夏季休業日を8月1日から8月23日までとすることといたしました。

本規則の施行日は、公布の日といたします。

ご説明は以上でございます。本案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決 定賜りますようお願いいたします。

**〇矢下教育長** ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。 よろしいでしょうか。

(なし)

**〇矢下教育長** これより採決をいたします。

第26号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

**〇矢下教育長** ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

- 1 協議事項
- (1) 庶務課 ア
- **〇矢下教育長** 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。 庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。
- **○庶務課長** それでは、協議事項、庶務課のア、令和2年度周年記念式典の対応について、 ご説明いたします。資料1をご覧ください。

まず、1、概要です。本件は、令和2年度に開催予定の周年記念式典について、「台東区立学校園版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」に基づき、感染状況に応じた対応について基準を示すものでございます。

2番、式典開催の可否等についてです。添付の別表をご覧ください。式典の開催や出席者及び来賓については、ガイドラインにおける感染状況の段階に応じて、こちらの表のとおりといたします。感染状況の段階につきましては、レベル1からレベル3まで設定しております。レベル3の段階では中止、レベル2の段階では、令和2年2月に実施した根岸幼稚園の程度を想定ということ。それと最後にレベル1の対応でございます。

レベル1・2・3につきましては、この別表の裏面のほうに目安・基準を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

恐れ入ります、資料1にお戻りください。3番、実施内容についてでございます。以下については感染リスクが高いため、開催する場合でも一律に中止とします。また、式典時間についてはアトラクションも含めて40分以内を目安とします。その他、祝辞等については、感染状況に応じて判断いたします。一律に中止するのは、①国歌斉唱・校歌斉唱。ただし、曲のみ、もしくは録音された歌声など音声のみを放送することは可とします。②懇親会。

続きまして、4、アトラクションについて。実施については、各学校園の判断とし、ガイドラインに沿ったものとします。なお、演目については、教育委員会と協議の上、決定するといたします。認められる演目例、認められない演目例につきましては、資料記載のとおりでございます。

最後に、5、感染予防策について、「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」 等を作成し、感染予防を徹底いたします。

協議事項の説明は、以上でございます。ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○矢下教育長** ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

- **○垣内委員** 1点お尋ねしたいという点は、この式典時間の40分以内という、この40分というのは、何かエビデンスがあるのでしょうか。
- **○庶務課長** この40分というのは、今回の式典の対応について、独自に考えたものでございまして、大体目安として、式典自体がおよそ30分程度、アトラクションを含めて40分程度で終わるようにという目安で想定しているところでございます。
- **〇末廣委員** 今年度は学校園で周年事業に当たるものは、どのくらいあるのでしょうか。
- ○庶務課長 今年度は、小学校2校、幼稚園が3園となっております。
- ○末廣委員 もう既に私立の方の幼稚園のご案内が来たのですけれども、私立に関しては、 あまり教育委員会は関与しないのですか。
- **○庶務課長** 基本的には、私立園の運営の判断という形にはなろうかと思いますが、今回 区としてこういった形をつくりますので、参考という形で送付はさせていただきたいと考 えております。
- **〇神田委員** この決定はいつ頃するのでしょうか。刻々と変わっていく状況もあるかと思 うのですけれども、その点はどう判断をしていくのでしょうか。
- **○庶務課長** そこにつきましては、今現在レベル1という形になっております。今後そのレベルがもし変動する場合には、当然速やかに各学校園へお知らせして、そうしますと、もう周年式典だけではなくて、そもそもの学校園の運営に関わることでございますので、そういったことについては、変更があったら、また学校園で周知するという形になります。
- **〇神田委員** このレベルに合わせてということは理解できるのですけれども、準備もありますし、そこは学校の立場としては、どのような判断をしていけばいいのか、大体の目安はなく、状況によって決まるという感じですか。
- **○庶務課長** レベル分けの判断の基準を裏面に記載しておりますけれども、なかなか、事前に想定してというのが難しいかと思いますので、学校園に対しては、こういった考えでやっているということを、少なくとも早めにお知らせをさせていただいて、準備をしていただくようにお願いをしたいと思っております。
- **〇矢下教育長** よろしいでしょうか。

それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

- **〇矢下教育長** ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。
- 2 報告事項
- (1) 庶務課 ア
- ○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。 はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。
- **○庶務課長** それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、令和2

年6月分をご報告いたします。資料3をご覧ください。

まず、児童保育課取扱分でございます。一つ目が、職員の対応についてです。病児・病後児保育に関する助成申請について、最近区から電話があり、以前答えた質問と同じ質問を別の職員から受けた。職員は引継ぎや申し送りはしていないのか。数か月前のことをなぜ今確認するのか。対応が遅い。本当に必要な書類、手続きを教えて欲しい。また、このようになった経緯等についても説明してほしいとのご意見でございました。

こちらについては、説明が不十分なことを謝罪いたしました。また、引継ぎが徹底されておらず、連絡が遅れたことを謝罪いたしました。今回は既にご提出されている請求書で、その手続きについては対応させていただく旨を伝えたところでございます。

続きまして、育児休業の復職期限の再延長についてです。 育児休業の再延長を検討して 欲しいというご意見でございました。

こちらにつきましては、本区では、登園の自粛要請を7月から解除し、通常どおり保育を提供することにいたしました。そのため、復職期限については、原則7月31日までとしております。ただし、月単位で1日も登園しない予定の場合、保育の実施停止をご利用の場合は、最長9月30日までに同一職場に復帰すれば退園とはしないこととするとお答えをしております。

続きまして、やはり同様に、育児休業の復職期限の再延長についてです。質問の要旨、 それと回答につきましては、ただいまの内容とほぼ同一でございます。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。ここからは、児童保育課の回答を要しない 案件です。まず、コロナウイルスによる保育園自粛要請について。台東区では休園にする のではなく、自粛要請という形で保護者が選べる状況にしてくれて、感謝しているという ご意見でございました。

続きまして、保育園の登園自粛要請について。都の休業要請全面解除や区の児童館の再 開に合わせて、保育所の登園自粛要請は解除、もしくは緩和とならないのか。というご意 見でございました。

続きまして、育児休業の復職期限の延長について。これも先ほどと同様の、復職期限を もう少し延長してほしいというご意見です。同様の趣旨のご意見がさらに1件ございまし た。

続きまして、放課後対策担当取扱分でございます。まず1点目が、子供の受け入れ先について。4月から私立小学校に通学予定だったが、学校の休業期間中同じマンションで、同じ民間学童に通う友達は、上野小学校に預けられたと聞いたが、私立に通う子供は受け入れてもらえず、こどもクラブは7月からしか利用できないということである。私立に通っているというだけで、対応が違うのはおかしい。受入れ体制を考えるべきだというご意見です。

回答につきましては、上野小学校で受入れを行っているのは、上野小学校放課後子供教室であり、利用対象は上野小学校の児童に限っている。こどもクラブの利用決定は、前月

10日までに申請していただき、審査基準に基づき審査を行っている。また、児童館のランドセル来館事業については実施しているので、利用対象となる旨の案内を行いました。

続きまして、6月19日以降のこどもクラブについて。7月以降も在宅勤務が続く予定だが、 こどもクラブの利用を自粛した場合、翌年度選考に影響は出るのかというご意見です。

こちらには、こどもクラブの利用審査は、保育が必要な状況や前年度の出席率等を総合的に判断し、保育の必要性が高い児童から利用決定している。現時点では7月以降の出席率を利用審査に使用する予定と回答しております。

回答を要しない案件、1件です。こどもクラブの対応について。7月以降、早帰りが週3日以上あると翌年度の利用審査に影響が出るとの通知があった。少なくとも今年度中は、欠席や早帰りについて柔軟な対応をお願いしたい。また、この問題を解決するためにも、早急に全小学校で放課後子供教室を実施していただきたいというご意見でございました。次のページをご覧ください。ここからは、指導課取扱分です。まず1つめ、区内公立小中学校の登校について。6月1日より登校が開始されたが不安を抱える家庭も数多くある。台東区でも選択登校を実施するよう要望するというご意見です。

こちらについては、区立小中学校では、ガイドラインに基づき、感染症予防策の徹底を 図りながら、段階的に教育活動を再開させている。保護者が感染する恐れがあると判断し 登校させなかった場合については、校長が出席しなくてもよいと認めた日として、出席停 止として扱うよう、ガイドラインにおいて示していると回答しております。

続きまして、教育動画コンテンツについてです。休校中に「台東区教育委員会教育動画コンテンツ」による視聴学習があった。しかし、アクセスする際、URLを打ち込まなければならず、非常に困った。もっと活用しやすい方法を考えてほしかった。また、教育動画を作成する際、費用はかかっているのか。どれくらいの学校が視聴しているのか。というご意見でございました。

回答としましては、動画の作成に当たり、区立学校園に在籍する幼児・児童・生徒に限定した配信に限るという条件付きで著作物の使用許諾を得ているため、学校園からQRコードやURLを周知するという形式をとりました。これについては、著作権法に基づいた対応となります。また、視聴者の特定はできないため、どの学校園の幼児・児童・生徒が視聴したかについては把握しておりません。作成についての新たな費用は発生していないと回答しております。

ここからは回答を要しない案件です。まず、根岸小学校の防災公園利用について。根岸 小学校が、体育などで防災公園を使っていた。白線を引くのであれば、使ったあとは全部 キレイに消すのがマナーだというご意見です。

続きまして、忍岡中の校則について髪型の校則が時代遅れだというご意見でございます。 恐れ入ります。次のページをご覧ください。引き続きまして、放課後の過ごし方につい て。放課後に公園で小学生の集団が、マスクをつけず、大声を出して長時間遊んでいる。 放課後の過ごし方を、今一度、学校・家庭で話し合うようにしてほしいというご意見です。 続きまして、小学校の連絡について。小学校と家庭間の連絡は、連絡ノートを用いている。しかし、新型コロナの第2波が予測される今、この仕組みが不安だ。連絡ノートを託す際、うつしてしまうリスクがある。また、連絡ノートを見てしまい、プライバシーを侵害されるということも考えられるというご意見でございます。

続きまして、スポーツ振興課取扱分2件です。まず一つ目が、体育館について。区の体育館がリバーサイドスポーツセンターだけというのは少ない。体育館を増設してほしいというご意見です。

回答としては、体育館は他に、柳北スポーツプラザ、たなかスポーツプラザがございます。新たな整備については、台東区は面積がせまく、建設することは難しい、また、スポーツ施設以外に、各小中学校の学校開放で体育館を使用することが可能であると回答しました。

続きまして、オンラインによる教室開催について。リバーサイドスポーツセンターでオンラインレッスンを企画・実施してほしいとうご意見です。

こちらについては、双方向で動画等を配信する環境が整備できていないため、実現は難 しい。リバーサイドスポーツセンターのトレーニングルームは6月16日より再開しており、 個人で行うストレッチや有酸素運動等は実施できると回答しております。

最後に、中央図書館取扱分です。図書館の利用について。図書館を開館してほしい。一刻も早く、通常どおりの利用ができるようにしてほしいというご意見でございました。

長くなりましたが、区長への手紙等に係る教育委員会の対応についての報告は以上でご ざいます。

- **〇矢下教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。
- ○高森委員 2ページ目の放課後対策担当取扱分の最初の子供の受け入れ先についての件ですけれども、この方の区長への手紙の日付が6月1日の発信日になっています。5月10日までに申し込まないと、このこどもクラブの利用はできないということなので、このような回答でいいのですが、このコロナウイルスの感染症の拡大というのは、いつ何時またフェーズが変わるか分からないという状況がある中で、この対応をしていると、私立の学校に通っている小学生はこどもクラブを利用することが非常に難しくなってくるような気もするのですね。ここにも書いてあるように、私立だから、区立だからといってそこで線引きするのではなくて、放課後子供教室は致し方ないにしても、こどもクラブの受け入れについては、少し柔軟な対応を取る必要があるのかなという気もするのですが、これもいろいろな制約があって難しいところだとも思うのですけれども、やはり緊急事態ですので、何かそういった工夫は、今後なさる予定はありますでしょうか。
- **○放課後対策担当課長** 通常の場合でも、こどもクラブにつきましては、私立の小学校の 児童も区民であれば当然申請は、受け付けております。ただ、やはりお出しいただいて、 ある締め日におきまして、必要度の高い方から順番に入れるということでやらせていただ いておりまして、大きく制度を変えるということはちょっとできかねます。この方につき

ましては、お電話を最初にいただいておりまして、ご事情を伺わせて頂いておりますので、 児童館のほうで受け入れをいたしますということでご回答はさせていただいたところでご ざいました。回答をさせていただいたところなんですが、その後ご連絡は頂戴していない ところです。

- **〇髙森委員** 早速ご対応いただいてありがとうございます。
- **○垣内委員** 保護者の方、3ページの指導課取扱分の一番上のご質問のところなのですけれども、これ、出席停止になるということでしょうか。これが1点。それから、2点目は、忍岡中学校の髪型の校則ってあるのですしょうか。あと、3点目は、最後の、図書館はもう開館したということでよろしいでしょうか。以上です。
- **○指導課長** まず、出席停止についてですが、全て6月末までの情報は、今手元にございませんが、6月の1週目・2週目までの状況で申しますと、幼稚園に関してはございません。小学校に関しては、1週目が2件、2週目が1件。それから、中学校に関しては、1週目が0件、2週目が1件ということで、6月の2週目までは把握しております。これが一つ目の回答になります。

それから、忍岡中の校則につきましては、校長先生に確認したところ、昨年度から大分校則の見直しということで、この髪型についても、既にこのような状況ではなく、三つ編みを強要するという校則はないというふうに報告を受けておりまして、今、恐らくネット上には、やはりこの忍岡中の三つ編みということの情報はまだ、学校と関係ないところで残っているというのを見たのではないかという予想の情報を頂いておりますので、こちらのほうでは、現在は違う校則だというふうに把握しております。

- ○中央図書館長 3点目のご質問にお答えさせていただきます。委員ご指摘のとおり、ご 質問を頂いた6月10日時点では、予約資料の受け取りに限定をさせていただいて開館して おりました。図書館の中へ、書架の立入りであったり、閲覧席の管理については、このご 意見を頂いた後の6月19日に開館をしております。ですので、6月のこの時点ではまだ開館 はしておりませんでした。
- ○神田委員 最後のページの体育館についてというところです。各小学校の学校開放で体育館を使用することが可能ということで、もう一般の人も使えるようになっているのでしょうか。小学校の連絡ということで、連絡ノート以外の何か方法というのは、お考えなのでしょうか。お考えをお聞きしたいです。
- **○庶務課長** 学校開放についてお答えをいたします。学校開放につきましては、現段階では新型コロナウイルス感染症の対応ということで、今の段階では、まだ再開はしていない状況になっております。
- ○神田委員 分かりました。再開はされているのかなと思いましたので。
- ○指導課長 2点目についてお答えします。連絡ノートでというところのお話ですが、庶務課のほうから学校のほうに携帯電話2台を各小中学校に貸し出しておりまして、そちらのほうを保護者等に周知して、そちらに連絡をいただくような方法をフルに活用して頂い

ているところです。

- **〇神田委員** ありがとうございます。携帯電話2台を配置している件に関しては、コロナ のこの時期だけの対応ということで考えてよろしいですか。
- **〇指導課長** 今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、やはり連絡を取るという頻度が 従来よりも高くなっているということで、まず当面、今年度いっぱいの対応ということで 想定しております。
- ○神田委員 ありがとうございます。
- ○末廣委員 2ページ目ですが、回答を要しない案件のところの、保育園あるいは保育所 の登園自粛に関することなのですが、自粛要請という形で保護者が選べる状況で非常に感謝しているというのが上のところですね。その下ですと、登園自粛要請の解除をしてくれないかという、そういうご意見なんですけれども、今、現実問題として、まだその保育所は登園自粛要請をずっと続けるという形なのでしょうか。
- **〇児童保育課長** 7月1日からは、登園自粛は解除いたしまして、通常どおりの保育を行っているという状況でございます。
- ○末廣委員 分かりました。
- **〇矢下教育長** よろしいでしょうか。

(なし)

- ○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。
- (2) 指導課 イ
- **〇矢下教育長** 次に、指導課のイについて、指導課長、報告をお願いします。
- ○指導課長 令和3年度より使用する中学校教科用図書の調査結果として、調査研究委員会委員長より、様式1が提出されました。これまでの調査の経過について、ご説明いたします。

台東区教育委員かでは、調査研究委員会及び資料作成委員会を設置し、教科書採択の事務を行ってまいりました。第1回調査研究委員会では、調査研究委員長から資料作成委員会委員長から資料作成委員会委員長から、資料作成委員会の各委員に、調査報告を作成するよう指示をいたしました。その後、資料作成委員会から調査研究委員会宛に調査結果の報告があり、第2回・第3回調査研究委員会において報告書の検討を行ったところでございます。作成されました調査結果の報告書、様式1、及び6月1日から7月1日まで実施いたしました、教科書展示会の際のアンケートにつきましては、事前に教育委員の皆様へ配付させていただいております。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、第1回は書面開催とし、第2回・第3回については、感染症対策を講じながら、区役所にて実施いたしました。

中学校教科用図書につきましては、既に教育委員の皆様へ個別にご送付しておりますが、 ご不明な点がありましたら、事務局の指導課にお問い合わせいただきますよう、お願い申 し上げます。

中学校教科用図書に関する調査研究についての報告は、以上でございます。

なお、特別支援学級教科用図書につきましては、次回第15回定例教育委員会にてご報告 させていただきます。

以上でございます。

**〇矢下教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のイについては、報告どおり了承願います。

#### 3 その他

- ・ 令和2年6月区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 令和2年6月子育で・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要 について
- ○矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいております。

後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

**○矢下教育長** それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件につきまして、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いします

(傍聴人退室)

〈日程第2 教育長報告〉

- 1 協議事項
- (2) 放課後対策担当 イ
- **〇矢下教育長** 日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。放課後対策担当の イについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。
- **○放課後対策担当課長** それでは、協議事項イ、こどもクラブ・児童館におけるWi-Fiの 導入について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、目的でございます。新型コロナウイルス感染症による小学校臨時休業中等に、 こどもクラブや児童館を利用する児童に対し、自宅と同様な「学びの環境」を提供するため、Wi-Fiの導入をいたします。

項番2、対象施設でございますが、(1) こどもクラブが24か所、(2) 児童館8か所の計32か所でございます。

項番3、導入方法でございますが、工事が不要なWi-Fiホームルーターを導入いたします。 項番4、補正予算額(案)でございますが、歳出として、151万3,000円を計上する予定 でございます。内訳は資料記載のとおりでございます。

項番5、今後のスケジュールといたしましては、令和2年第3回区議会定例会の子育で・ 若者支援特別委員会でこの件については、報告をする予定でございます。

説明は以上でございます。ご協議の上ご決定いただきますよう、お願いいたします。

- **〇矢下教育長** ただ今の説明につきまして、何かご質問はございませんか。
- ○高森委員 2点ほどありまして、この工事が不要なWi-Fiのホームルーター、多分、コンセントを指し込めば使えるタイプでしょうが、どのメーカーを使うか分かりませんけど、余り評判がよくないですね。スピードが遅いだとか繋がりにくいだとか。その辺でクリアしなければいけない問題が一つあるのではないかと思うのと、もう一つ伺いたいのが、これはWi-Fiホームルーターがあっても、必ずしも子供の自宅と同様の学びの環境の提供につながるのかなというのはいささか気になっています。子供たちがこのルーターを利用するために必要な端末を用意しなければいけないと思うのですけれども、これは自前で、自分で持っていたものを使うのか、それともこちらのこどもクラブや児童館にある物が利用できるのか、そのあたりはどのような対応になりますでしょうか。
- ○教育改革担当課長 この度、教育改革の方で、児童・生徒1人1台端末という構築を目指しているところでございます。今年度中に児童・生徒の皆さんに1人1台端末という端末が配備されますので、もし仮に学校が閉鎖されて家庭に持ち帰るというようなこともできる端末になっておりますので、学校で使う。家庭で使う、そして、預かりのところでも使いたいというニーズがあれば、その端末をこどもクラブに持ち込んで使うというようなことだと考えております。
- ○髙森委員 分かりました。こどもクラブはそれでいいと思います。

児童館は年齢層が幅広いと思うのですけど、そのあたりはどういうふうに対応しますで しょうか。

**○放課後対策担当課長** 児童館のほうでございますが、基本的な設定としては、例えば区立小学校が休業になるということでございまして、このような状況になるということは、児童館が休館になる可能性もございます。なぜ児童館に入れるのかということでございますが、ランドセル来館のような形で、違う形でこどもクラブにも入っていないお子さんですとか、そういった児童を受け入れた際にも同じような形、家庭で日中いられない方を受け入れる際にそういったような利用をしてもらうというのが発想でございます。

今後どういうふうになるのか分かりませんけれども、児童館の中では通常開いている期間でも中高生が試験勉強などをしたりとか、調べものをするということは想定されますので、一般的なルールを決めて、そういった通常のときに使う際にはルールを決めてご利用いただくということを考えております。

**〇髙森委員** 高校生とかが端末を持っていないということは考えなくていいのかなという

気がします。要するに自由に使える端末が数台あれば、かなりネット環境としては有効に活用できるかなと思ったところです。必ず自分の端末を持って行かなければいけないとなると、その辺で格差が生じてしまうとまた問題があるかなという気がいたしました。そのあたりは特に心配は今のところなさそうでしょうか。

- ○放課後対策担当課長 概ねその辺は心配はないのかなと現時点では考えています。
- **〇髙森委員** ありがとうございました。
- **〇矢下教育長** よろしいでしょうか。

(なし)

**○矢下教育長** それでは、放課後対策担当のイについては、協議どおり決定いたしたいと 思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

- **〇矢下教育長** ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。
- 3 その他
- **○矢下教育長** その他、何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

(なし)

**○矢下教育長** 以上をもって、本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。 これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後2時45分 閉会